

令和5年度

**第21期第19回内水面漁場管理委員会
議事録**

**令和5年9月22日
三重県内水面漁場管理委員会**

日時 令和5年9月22日(金) 午前10時30分から午前11時45分まで

場所 三重県勤労者福祉会館 地階特別会議室

議題

- 1 議案1 うなぎ稚魚漁業の許可に関する制限措置の内容等について
- 2 議案2 奈良県内水面漁場計画の案について
- 3 協議事項1 令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会提案項目について
- 4 報告事項1 令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会提案行動に対する回答について
- 5 その他(1) 次回の委員会日程等について

出席委員

浅尾 和 司	大瀬 公 司	垣 外 昇	井 上 亜 貴
加治佐 隆光	三 輪 理	河 村 功 一	金 岩 稔

欠席委員

中 本 恵 二 笠 見 和 彦

事務局

事務局長	林 茂 幸
主幹	増 田 健
主査	葛 西 学

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)

(漁業調整班)

係長	程 川 和 宏
主任	中 瀬 優
技師	田 代 真 帆

傍聴者

1名

計15名

○浅尾会長

ただ今から第 21 期第 19 回三重県内水面漁場管理委員会を開催します。

本日は委員総数 10 名中、欠席が中本委員、笠見委員、出席委員 8 名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として、井上委員、三輪委員にお願いします。

本日は、傍聴人が 1 名おられます。

それでは議案 1 「うなぎ稚魚漁業の許可に関する制限措置の内容等について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料 1 をご覧ください。1 - 1 ページにありますように、このことについて、令和 5 年 9 月 12 日付け農林水第 24-4161 号で三重県知事から諮問書が提出されています。

三重県漁業調整規則第 53 条第 2 項において準用する同規則第 12 条第 3 項及び同条第 7 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

○浅尾会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（田代技師）

今年 5 月の委員会に諮問した、うなぎ稚魚漁業に関する三重県漁業調整規則の改正について、9 月 8 日付けで無事に公布できましたので、その後の許可に関する手続きの準備を進めることとしたいと思います。

1 - 2 ページをご覧ください。今回、うなぎ稚魚漁業の許可に関する制限措置の内容等について、諮問する理由です。

これまで当県では、うなぎの稚魚の採捕は、特別採捕許可に基づいて行われてきましたが、漁業法の改正に伴い漁業許可へ移行し、令和 5 年度漁期からは新たに「うなぎ稚魚漁業」として採捕を許可することとなりました。

また、漁業調整規則の規定により、知事が漁業の許可をしようとするときは、漁業種類等の事項に関する制限措置、許可を申請すべき期間及び許可の基準を委員会の意見を聴いた上で定めて、これらに基づいて許可をする必要があります。今回の諮問では、これらを定めるにあたって、その内容について皆さまの意見を伺いたいと思います。

本題に入る前にこれまでの制度について説明します。

1 - 3 ページをご覧ください。「特別採捕許可との比較」です。この表は、操業区域、漁業時期、漁業者の数、漁業を営む者の資格についてそれぞれ、左欄は今回新たに定めようとしている内容を、右欄はこれまでの制度の内容を記載したものです。ご覧のように内容についてほとんど変更点はございません。漁業者の数について、これまで特別採捕許可のなかでは特に規定はしていませんでしたが、実務上は一つの区域毎に許可者 1 者までとし

ていました。たも網及びすくい網を用いた採捕の場合の漁業を営む者の資格について、今回養鰻業者を削除していますが、これは近年許可実績がなかったことに加えて、養鰻業者からの許可申請の要望がなかったためです。ふくろ網を用いた採捕における漁業を営む者の資格について、これまでは個人に対して許可していましたが、関係者間の調整により、今後は法人に許可をすることとしたいと思います。

それでは、本題に入ります。1－4ページ「諮問する内容について」をご覧ください。

今回諮問する内容は、大きく分けて2点ございます。1点目は、規則第12条第3項の規定に基づいて諮問する、制限措置の内容と許可を申請すべき期間です。

2点目は、規則第12条第7項の規定に基づいて諮問する許可の基準です。これは、規則において、申請すべき期間内に許可の申請をした漁業者の数が、公示した漁業者の数を超える場合に、知事は当該漁業の状況を勘案して、内水面漁場管理委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可をする者を定めることとしているため、許可の基準の内容について皆さまの意見を伺うものです。

諮問内容1点目の「制限措置の内容と申請すべき期間」について、1－5ページをご覧ください。まず、(1)制限措置の内容を説明します。表の左から順に漁業種類、操業区域、漁業時期、漁業者の数、漁業を営む者の資格を記載しています。

内水面の該当部分は、1－6ページと1－7ページの着色部分です。まず漁業種類について、当該漁業は原則、たも網及びすくい網を用いることとし、1－7ページにありますように、内水面の一部区域に限って、これまでに引き続きふくろ網の使用を許可したいと考えています。操業区域は、これまで特別採捕許可に基づいて採捕を行っていた地域に加えて、許可化に伴い一部要望のあった区域を追加したいと考えています。なお、免許番号は漁業権の一斉切替え後の番号を記載しています。漁業の時期から漁業を営む者の資格の3つの事項については、特採から特に変更しないこととしたいと考えています。

次に1－7ページの(2)申請すべき期間について、令和5年度漁期の申請すべき期間は「令和5年11月2日から令和5年11月22日まで」としたいと考えています。昨年度の許可申請の締め切り日は11月18日でしたので、およそ例年どおりとなっています。

続いて、諮問内容2点目の「許可の基準」について、1－8ページをご覧ください。申請すべき期間内に申請のあった漁業者の数が、公示した漁業者の数よりも多かった場合、以下の優先順位を基に許可をする者を定めたいと考えています。

すなわち、申請者の中から、第1位として、採捕したうなぎの稚魚を法人の構成員等が持つ養殖池に池入れを行う法人、第2位としてこれまでに三重県内の養殖業者に種苗供給をしたことがある法人、第3位として漁獲実績がある法人、第4位に当該漁業の経験がある法人の順に許可を行いたいと思います。

諮問内容は以上です。表現等については今後軽微な修正が入る場合がございますが、その取扱いについては当課に一任いただきますよう、よろしく申し上げます。

最後に、1－9ページ以降にうなぎ稚魚漁業に関する取扱方針の全文案を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○浅尾会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○金岩委員

漁業者の数を超える場合の許可基準ですが、第1位は、養鰻業者以外でその条件を満たすのはどのような法人と考えられていますか。

○水産資源管理課（田代技師）

現に許可を受けている人で、団体、法人の中で、養鰻業者の人が含まれている法人です。養鰻業者が許可を受けるのではなく、養鰻業者が含まれている団体に許可を出すようなイメージです。

○金岩委員

現在、養鰻業者は漁協に含まれているのですか。

○水産資源管理課（田代技師）

そうですね、今の管轄だと任意団体ですが、今後それを法人化する予定です。

○金岩委員

これは1－3ページの漁業を営む者の資格の中に入るのですか。

○水産資源管理課（田代技師）

そうですね、任意団体が今許可を受けているのですが、本団体は県内に事務所を有していて県内の養鰻業者と受給契約を結んでいます。

○金岩委員

養鰻業者自体が養鰻業者と受給契約を結んでいる法人を作ることを想定してこの第1位になっているのですか。

○水産資源管理課（田代技師）

はい。

○金岩委員

では今現在、存在しない法人ということですよ。それが第1位になっていることが疑問です。現在この第1位にその資質を持っている法人は存在するのですか。1－3ページの漁業協同組合が県内の養鰻業者と受給契約を結んで、池入れを直接行っている法人はありますか。

○水産資源管理課（田代技師）

しらすうなぎ採捕組合です。

○金岩委員

それは漁業協同組合ですか。

○水産資源管理課（田代技師）

漁業協同組合ではありません。一般社団法人になります。

○金岩委員

社団法人で養鰻業者と受給契約を結んでいる法人。それは養殖業を営んでいるのですか。

○水産資源管理課（田代技師）

一般社団法人が営んでいるわけではなくて、一般社団法人の中に養鰻業者の方がいます。

○金岩委員

法人として、従事者の中にいたらいいのですか。

○水産資源管理課（田代技師）

そういうことです。従事者や構成員であれば。

○金岩委員

その法人は養鰻業者ではないですね。

○水産資源管理課（田代技師）

一般社団法人は養鰻業者ではありません。

○金岩委員

養鰻業者を含んでいるところが漁業を営みたいと言っている時に、養鰻業者からの要望がなかった。でも養鰻業者を含んでいる法人からの要望はあったのですよね。

○水産資源管理課（田代技師）

そうですね。

○金岩委員

養鰻業者は外しているのに、結局構成員としては養鰻業者を含む法人が含まれているというのは、今後養鰻業者が独立してこの資格を取ることはできなくしているわけじゃないですか。

○水産資源管理課（田代技師）

養鰻業の許可を受けた者に対して漁業の許可を出しています。

一般社団法人はしらすうなぎを獲ることを目的としているので、そこに対して漁業の許可を出しています。

養鰻業者は養鰻業を営む許可を取っている人たちを指すので、漁業を営むというところと違います。

○水産資源管理課（程川係長）

補足をさせていただきます。これまで、特別採捕許可の時については、任意団体に出していましたが、漁業許可に変わるにあたって、任意団体に許可が出せないということで、今の任意団体が法人化するということが1点あります。また、養鰻業者に対して、特別採捕許可自体は出せたのですが、今回法人で養鰻業を営まれている方がもしこのうなぎ稚魚漁業をしたいと言った場合は、申請できなくはないということですので、現時点で養鰻業者からうなぎ稚魚漁業の申請をするとは聞いていませんが、法人として養鰻業者の養鰻業の許可を持っている方がしらすを獲りたいと申請してきた時には、当然条件に該当する場合もあると思います。必ずしも今許可を受けている団体のみを想定しているわけではありません。

○金岩委員

既得でうなぎ稚魚漁業を営んでいる人以外は新たに参入することはかなり難しいように思えるのですが、今まで獲ったことのない人は当然受給契約も結ばなくて、当然この許可が得られないから取れない、結ばないという堂々巡りになっているような気がします。新規参入者はこのルールの下でどうしたら良いのですか。漁業法のひとつの目的として開かれた漁業というのがあったと思いますが、そのなかで新規参入者が入りづらい仕組みになっているのではないのかという疑問があります。

あと、1-12 ページ及び1-13 ページの条件に、「漁獲したうなぎ稚魚の数量については、必ず報告させることとし」と書いてありますが、詳細な部分をここで規制はしないのですか。採捕場所や採捕日などの報告義務をせつかく知事許可漁業にするのであれば、操業場所と日時、数量だけではなく、報告義務があるということ、漁獲量の上限が設定される可能性があることを明確に盛り込んでいただきたいなと思います。

○水産資源管理課（田代技師）

ここに盛り込むか、また別途要領を定めてそちらに入れることになるかわかりませんが検討させていただきます。

○加治佐委員

1-6 ページで操業区域が①から④まであり、②、③、④は地図の上で区域が描けるような気がしますが、①の「三重県内の海面及び河川の共同漁業権漁場区域を除く海面及び河川の区域」というのは、かなり広い感じがします。なにか特別な意味があるのですか。

○水産資源管理課（田代技師）

過去の経緯もあり、共同漁業権以外の場所という大雑把なくくりになっており、本来は①の「共同漁業権漁場区域を除く」という大枠です。今回の内水面の漁業権切替えに伴い、区域が一部拡大されたところもあるのですが、うなぎ稚魚の採捕に関しては、拡大した漁

場は今までどおり採捕組合がうなぎ稚魚の採捕をできます、という書きぶりをするために②、③、④については、共同漁業権漁場内ですが、しらすうなぎの採捕ができるという意味で限定した書き方になっています。

○三輪委員

要するに①でカバーできてないところを②、③、④がプラス α でカバーするという発想ですね。

○水産資源管理課（田代技師）

そうです。

○加治佐委員

漁場範囲が広いのですね。わかりました。

○金岩委員

釈迦に説法だとは思っていますが、うなぎ稚魚漁業は、すごく密漁の多い漁業です。せっかく知事許可漁業という新たな形にする以上、密漁ができにくい方策をここにも取り込んでほしいと思います。例えば、制限の厳しい漁業であれば、事前に操業場所の報告をしないと操業できないというようなことを盛り込んでいたりしています。そうすると事前通達のあった場所以外で操業している者は、皆密漁という判断ができるわけです。そうすると密漁者のモニタリングも楽になりますけどね。そういったアイデアを最初から入れておかず、あとから追加すると漁業者からの反感を食らうと思いますので、今は特別採捕許可でもできなくなったから変えるという錦の御旗ではないですが理由があるので、この段階でできる限り管理がしやすい方法、方策を入れ込めたら良いなと思います。

例えば、海面漁業ももちろん入ると思いますが、VMSとかモニタリングシステムなどの形で、操業場所の細かな位置が難しいというのであれば、最初からGPSなど記録するものを付ける義務を課すことにより手間も減らせ、確実にデータが得られて、ここから受給契約のある養鰻業者に入った総量と、どの時期に獲られたもので、どれくらいのサイズのものかがわかっているれば、今度は養鰻業者からの出荷のところでの確認がより効果的に働くと思いますので、そういったものをできる限り盛り込んでいただきたいと思います。

○浅尾会長

先ほどの意見と重なるような部分もあるように思いますが。

○水産資源管理課（田代技師）

持ち帰って検討します。

○金岩委員

1－8ページの優先順位で1位になる人が複数出た場合はどうされるのですか。例えば1位が2人出てきた場合はどうするのですか。

○水産資源管理課（田代技師）

今回定めた基準で漁業者を定められなかった場合は、公正な方法として、くじにより抽選できめます。これは三重県漁業調整規則で規定されています。

○金岩委員

わかりました。ありがとうございました。

○浅尾会長

議案1について、金岩委員が言われたことを検討されるということですが。

○水産資源管理課（田代技師）

いただきましたご意見については、要領等で別途定めていく形で対応させていただきたいと思います。

後日の委員会で、その内容を情報提供させていただきます。

○浅尾会長

要領として検討していただき、委員会の場で報告していただきますようお願いいたします。

それでは、議案1について県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○浅尾会長

全員異議がないようですので、議案1につきましては、県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、議案2「奈良県内水面漁場計画の案について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料2の2-1ページをご覧ください。

令和5年7月20日付け、農水振第242号で奈良県知事から諮問書が提出されております。

内容につきましては、第五種共同漁業権の免許更新に係る内水面漁場計画の作成に関して、漁業法第67条第2項において準用する同法第64条第4項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

この漁場計画につきましては、本日の午前10時から午前10時30分まで、この会場において公聴会を開催しましたところ公述人は1名、その内容は、奈良県内水面漁場計画案に対して、「特に反対等の意見はない」という意見がございました。あと文章による意見の提出が3件ありました。当委員会の意見について、ご審議をお願いします。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

ただいま説明のありました議案2について、ご審議をお願いします。

本日の公聴会での関係者からの意見、書面も含めた意見を受けて、何かご意見はございませんか。

○金岩委員

以前も申しましたが、管理の区域エリアがわかりにくい。県側の情報発信として地図などの形での発信は必要ではないかなと思います。これも公聴会のご意見のとおり、三重県公報をどれくらいの人が見ているのかと、おっしゃるとおりと思います。やはり情報発信の部分も含めて小労力でできることはあると思いますので、今後ご検討いただけたらと思います。

○水産資源管理課（中瀬主任）

検討させていただきます。

○三輪委員

内水面漁場計画の内容について質問ですが、奈内共第29号と奈内共第30号、同じ漁場の区域で同じような内容が書いてあるのですが、同じ漁場に対して別々の漁業権として免許されるということはないでしょうか。

○浅尾会長

これは前にも話題にあがりましたが、魚種が違うので2つになっています。

○三輪委員

魚種が違う場合は2つになるのですか。失礼しました。それともうひとつ、ここには、あまごの漁業権は入っていないという認識でよろしいですか。

○浅尾会長

これを見る限りはそうですね。

○三輪委員

はい、わかりました。

○金岩委員

先ほどの公聴会で意見のあったリンク間違いの経緯をお聞かせください。

○事務局（葛西主査）

ご指摘をいただきましてホームページを確認したところ、内水面漁場管理委員会と海区漁業調整委員会の開催案内にある傍聴規程のリンクをクリックすると、意見書に書かれているとおり、すべて民間の同じページが表示されることがわかりました。県庁のホームペ

ージを管理する課に連絡して、原因を確認しました。本来、傍聴規程のリンクをクリックすると表示されるのは、三重県法規集データベースのページですが、その URL が令和 4 年 4 月に変更されました。その時点で委員会のホームページも修正すべきところを修正していませんでした。廃止された URL を民間の業者が使用し、そのページが表示されてしまうということで、県や国など公共団体が使っていた URL は使われやすいということでした。その後、今年と去年の開催案内のところは正しい URL に修正をさせていただきました。それ以前の分は、順次修正中です。

ご意見をいただいた方には、原因とご指摘いただいたことのお礼をご連絡させていただくとともに、ホームページにも不具合があったことのお詫びと現在修正中である旨の更新情報を掲示させていただいています。

○浅尾会長

はい、そういうことでご理解よろしいでしょうか。

○金岩委員

公表もされていて、この方の誤解は解いたと。

○事務局（林事務局長）

誠に申し訳ございません。事務局の不手際でございます。委員の皆さま、またこの期間中に民間のまったく関係のないページを閲覧された県民の方にお詫び申し上げたいと思います。ドロップキャッチと一般に呼ばれており、県などが使用しなくなった URL をそのまま民間の方が使用すると検索で上位に表示されたり、信用できる URL であると思われたりするようです。パスワードなどをやぶって県のホームページに入ってくるとなると、サイバー攻撃となるのですが、使用しなくなった URL を利用することは法的には違法ではないようです。

ご意見いただいた方にはこの旨説明させていただいて、またホームページでもお詫びさせていただいている状況です。誠に申し訳ございませんでした。

○浅尾会長

今事務局長からお詫びをいただきましたが、委員会としましても、このご意見いただいている方のご指摘どおり、委員会としても一定の責任はあったかなとこの方にお詫びしたいと思います。申し訳ございませんでした。

それでは議案 2 について、ご意見ございませんか。ないようでしたら、議案 2 の奈良県内水面漁場計画につきましては、奈良県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○浅尾会長

ありがとうございます。全員異議がないようですので、議案 2 につきましては、奈良県

原案どおりとされたい旨答申いたします。

○三輪委員

一言よろしいですか。今の件はそれで結構ですが、この方の意見で一般の釣人からすれば昔はその漁場の漁業協同組合だけで解決したような問題が、今は交通網も整備されて県外からもお客さんが来るような状態で、どこからどこまでが漁場の範囲内なのか。どういう漁法が許可されているのか。遊漁券の買い方などの情報が整理されて提供されていないと困るわけですし、その元になる漁場の遊漁規則を読んでもよくわからないことがございまして、今後改善していく必要があるのではないかと思います。

○浅尾会長

ありがとうございました。今後の要望として、聞かせていただきます。

続きまして、協議事項1「令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会提案項目について」を協議します。

なお、この協議については、次の報告事項1「令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会提案行動に対する回答について」を受けての協議となりますので、あわせて事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会提案項目について、大まかな流れを説明させていただきます。

7月19日に開催しました第17回委員会でも報告させていただきましたが、5月26日に東京都で開催されました令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会において、令和5年度提案書案が承認されました。

この令和5年度提案を7月に行い、関係省庁からの回答が報告事項1にございます。

その回答を受けて、全国内水面漁場管理委員会連合会事務局から令和6年度の提案項目の素案が今回示され、その内容への意見、追加提案項目、更には中日本ブロック協議会における照会、協議事項がございましたらそれについて本日協議していただくものであります。

資料4にある報告事項1の関係省庁からの回答の内容は、資料3の令和6年度提案項目案の表内に令和5年度提案と回答、状況等の欄に転記されていますので、資料4の説明は、省略させていただきます。

まず、資料3の3-24ページをご覧ください。別紙2として提案項目作成にあたっての考え方が示されています。

ここには、内水面をとりまく現状が厳しくなるにつれ、提案項目数が平成17年度の14項目から平成27年度の34項目へ増加の一途を辿ったとあります。内容が膨大になれば、提案の趣旨がぼやけ、実効性に欠ける恐れがあるため適宜見直しを行い令和5年度は31項目となっています。必要に迫られ提案されているもので項目数の削減は難しく、令和6年度の提案項目は、「実効性のある提案」を方向性として進めるべく、検討をお願いしたいとなっています。

3-2ページの外来魚対策から3-5ページの鳥類による食害対策、3-8ページの魚病対策、3-11ページの河川湖沼環境、3-17ページの放射性物質による汚染対策、3-20ページのうなぎの資源回復、3-23ページの内水面漁業管理委員会制度の堅持についてまで、大項目7つで構成されています。

令和5年度提案項目は、令和4年度とほぼ同内容でありましたが、令和6年度は、中央省庁からの回答を反映した内容や現状を踏まえての修正、項目の統合等、前年度から連合会事務局である程度見直しされた内容となっています。

昨年、三重県から中日本ブロック協議会を通じ、提案項目に意見が反映された箇所を説明させていただきます。

3-9ページをご覧ください。魚病対策についての項目で表内左の番号1、あゆの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ病に関する提案で、下線部分が当委員会から追記の要望をさせていただきました。農水省の回答でもそのことに触れられ、それを受け令和6年度提案項目として表現等、一部修正された案が記載されています。

また、併せて3-25ページから3-33ページにありますとおり、例年実施しています提案項目に係るアンケート調査、別紙3の依頼がきています。

こちらは、現在、本日付けで関係機関及び各漁協へ照会させていただいたところです。後日、全国のアンケート結果が発表された際に、委員会で報告させていただく予定です。

令和6年度の提案項目について、3-34ページに取りまとめスケジュールがございます。中日本ブロック協議会幹事の奈良県へ意見を提出して、11月15日開催の中日本ブロック協議会において意見を決定し、全国内水面漁場管理委員会連合会へ報告します。

その後は、令和6年3月の漁場管理対策検討会、役員会、令和6年5月の通常総会を経て、令和6年6月又は7月に各省庁に対し、提案行動を実施する流れとなっています。

令和6年度提案項目素案等に関するご協議をよろしく申し上げます。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

それでは、ただいま説明のありました令和6年度提案項目案について、何かご意見はございませんか。

○金岩委員

3-9ページの農水省回答のフロルフェニコールですが、これは一定の閉鎖区域、水域でしか利用可能でない薬で、河川内で冷水病が発生した時に対応できるような手法では全くないわけです。自然河川で発生した時のまん延防止対策という部分が不十分ではないかと思えます。その部分の対策を農水省が今後どう考えているのかというところが、この回答ではわからないので、そこを答えていただけるように、自然環境下におけるまん延防止対策という具体的なところを書いてほしいのではないかと思います。

○浅尾会長

今の金岩委員の意見、他の委員の方はいかがでしょう。

自然水域での防疫に触れるということですね。実際なにか対策はあるのでしょうか。

○金岩委員

対策がないからやってほしい。

○三輪委員

金岩委員のおっしゃるとおり対策がないからということなのですが、私共は委員としてもですが、防疫を研究する立場にもいるわけですが、冷水病が発生して以来、相当そういうプロジェクトを組んでどうやったら河川の内部発生を抑えられるかということをしていろんな県と協力して、実験を重ねてきたわけですが、残念ながら今のところ、これという方法がありません。それがあればとっくにやっているわけですが。ないからやっていないということで、個人的には金岩委員の言われるような要望を出すことに反対はいたしません。ただ、すぐには、なかなかできない。研究者側としては、「こうやったらできるのではないか」というアイデアがあればいろいろ試すのですが、全然ダメだったということで、なかなか難しいのが現状です。このような意見というか、コメントを議事録に残していただきたい。ただ、そのような要望を出すことに反対ではございません。

○浅尾会長

修正案のなかにそのような文言を付け加えることについて、いかがでしょうか。

○金岩委員

令和6年度案のまま出しても、同じ答えで進展性がないのであれば、そのところを明示することは、有益なものになるのではないかと思います。

○浅尾会長

それでは、金岩委員から自然水域での防疫にふれた要望にという意見がありましたので、その方向で先生方と意見を交わしていただいて、当委員会の意見として事務局で案の作成をお願いしますでしょうか。

○事務局（葛西主査）

昨年度も委員のご協力を得て、要望案を作成し、最終、各委員にご確認をいただいたうえで提出しております。今回も同様に金岩委員にも相談させていただき、最終的に委員の皆さまにメールなどでご確認をいただいた上で、中日本ブロック協議会へ提出させていただきたいと思っております。

○浅尾会長

事務局が説明していただいたとおりでよろしいでしょうか。他にはなにかございませんか。

他に意見はないようですので、先ほどの意見をもとに案を作成し、委員の方にご確認いただいた上で、中日本ブロック協議会の幹事県である奈良県へ提出したいと思っております。

続きまして、その他事項（1）「次回の委員会日程等について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

次回委員会

11月下旬頃（今後調整） 午前10時から、
場所、内水面漁場管理委員会委員室。

議題（案）

- ・三重県内の漁業権（第五種共同漁業）の一斉切替えに伴う免許について
- ・奈内共第29号及び第30号に係る漁業権（第五種共同漁業）の一斉切替えに伴う免許について
- ・第五種共同漁業権に係る令和6年度目標増殖量の事前協議について
など

○浅尾会長

ただいまの説明について、何かご意見はございませんか。

以上で、本日の議案審議は終了いたしました。これをもちまして委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。